



平成27年8月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

きりちゃんが行く！ オッさんも行く！

オッさんだよ
大いざり
だから

きりちゃん

釧路レポート第4弾！

一般社団法人北海道セーフティーネット協議会の高橋信也氏からお話を伺いました！

今回取材に行った「よりそいホットライン」って、どんなものなの？

24時間年中無休で行われている「何でも電話相談」だよ。厚生労働省や復興庁の補助事業として一般社団法人社会的包摂サポートセンターが日本全国を対象に実施しているんだ。

どれくらい相談の電話が来ているの？

なんと、1日に数万件だって！日本中からかかってくる電話に対して多くの相談員が相談に応じているんだけど、それでも実際に電話がつながりにくい程、相談が多いそうなんだ。

そんな広い地域の色々な人の相談を電話で受けるって、なかなか難しいよね？

確かにね。顔の見えない相手から情報を得ていくのは簡単じゃないよね。でも、高橋さんはちょっと違った考え方なんだ。お互いに顔が見えないおかげで、どちらも見た目で判断したりされたりしないで済むじゃないかって。目から情報を得られないからこそ、相談者も予断を持たずに自分の言葉で悩みを語るし、こちらも相手の言葉のひとつひとつにいつそう耳を傾けてしっかり受け止めていける。こうしたやりとりが適切な支援につながるんだっておっしゃっていたよ。

電話相談をした後は、どうなるの？

相談者の相談内容や希望に応じて、各種相談先の情報提供はもとより、必要な相談者には同行支援も行うんだ。各種相談先への電話での問い合わせを一緒に行うものから、より緊急性の高い場合に実際に付き添って窓口へ赴くものまで、相談者の抱えている悩みの程度に合った同行をしてくれるんだよ。まさに「よりそいホットライン」たる所以だね。



相談者が必要とするときに相談員が身近にいて同行してくれたら心強いよね。やっぱり地域の理解や連携って大事なんだなあ。

つくづくそう思うよ。悩みや苦しみを抱えている人は、一方でその姿を自分の周囲には見られたくないと強く願うあまり、結局どこにも相談できないまま孤立してしまう人が多いんだって。それが「よりそいホットライン」を経ることで自分自身が一歩踏み出す勇気を得て、地域の相談員や各種相談先へつながっていけるようになる。頼れる電話相談だから、1日に数万件も相談がくるのだと納得。

今日も相談員さんたちは様々な電話を受けているんだろうな。ところで、高橋さんのところでは、他にも地域の人々の生活支援の活動をしているんだって？

そう、もうひとつ紹介しないとね。地域のセーフティーネット、その名も「せっせ」！「せ」いっぱい「つ」とめる「せ」いかつしえん、それがこの名前の由来なんだって。

いい名前だね。「せっせ」では、いったいどんな活動をしているの？

主にインフォーマル（制度外）の生活支援や相談業務、若者支援、就労支援を行っているようだよ。



詳しくきかせてよ。



「せっせ」の活動は多岐に渡っているけれど、ひとつ興味深いのが「困っている高齢者」と「仕事が見つからない若者」のマッチング。例えば草むしり、足腰に不安を抱えるお年寄りにとっては、その動作が辛いこともあるよね。そんなとき、たまたま求職中で日中の時間に都合がつく若者が代わりに草むしりができたらどうだろう。お年寄りも助かるし、若者も目上の人に教わりながらコツを覚えることで将来の仕事に活かせるかもしれない。こんなふうに、日常生活のちょっとしたニーズと人材をつなぎ合わせることで問題解決や新たな仕事を生み出す取り組みが「せっせ」で行われているんだよ。



高橋さん、終始穏やかな表情と語り口で取材に応じていただき、ありがとうございました。本紙で紹介した「よりそいホットライン」は

電話番号 0120-279-338

公式サイト <http://279338.jp/yorisoi/>

読者の皆さんの周りにもぜひご紹介を！

釧路取材 おわりに

昨年8月に釧路の先端的な取り組みの取材にいき、1年かけて少しずつご紹介をしてまいりました。

その間、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法の施行などにより、釧路の取組をニュースなどでみる機会も何度かありました。

ニュースでみるとどこか他人事のように感じてしまいがちですが、生きづらさを抱えている人、つまづいてうまく立ち上がれない人、年齢とともに発生する問題が手にあまってしまった人、望んでいない環境におかれている人などの存在を釧路取材では強く実感しました。そうした個別の事案を大きな視点で社会問題としてとらえ、その解消に果敢に取り組みむ人たちには共通して「仕組みを問い直す」姿勢を感じました。もちろん、その実行力も。

テーブルに置いてある壺が落ちて割れてしまったとき、掃除をしたり落とす責任を問うのではなく、その場所に壺を置くことを見直すような視点です。この大きな社会問題を前にして、そのような発想を育んでいく必要を感じた実りの多い取材でした。

いよいよはじまる！マイナンバー制度

マイナンバーの通知 平成27年10月から 住民票の住所に届けられる（全員）
個人番号カード 平成28年1月から 市町村窓口で申請すれば無料でもらえる（希望者のみ）

マイナンバーの通知は10月からはじまりますが、身分証明書として使用できる個人番号カードは来年1月からはになるので注意が必要です。また、マイナンバーの通知は「住民票」の住所に届きますが、東日本大震災やDV被害、長期入院入所などの事情により、「住民票の住所」≠「居所」で、住民票の住所で受け取ることが困難な場合は、届出によって「居所」にマイナンバーを届けてもらうことが出来ます。お早目に市区町村にお届け下さい！

司法書士会からの

お知らせ

札幌・旭川・釧路・函館の司法書士会で構成する北海道ブロック司法書士協議会が主催するラジオ番組のコーナーが9月7日から毎週月曜日にはじまります。

AIR-G 「brilliant days」

毎週月曜日 9時50分～10時まで（10分）

番組コーナー名「bd 教えて！司法書士さん！」

FM 80.4MHz

ぜひご視聴下さい！

編集後記

コスモスが咲き、トンボが飛び、ススキが生え、秋の足音がしてきましたね。季節は過ぎてもちっとも自分は成長しない、何か少しでも春とは違う何かを身に着けたいと、「北海道の189市町村の場所を覚えてみよう」と隙間時間に白地図を使って覚えては書き込み、覚えては書き込みをしてみました。最初は40位しかあっておらず、ひどい状態でしたが、現在はほぼ半分は正確に、残りは隣接地との位置関係がまだ不正確ですが「それってどこにあるの？」という市町村はなくなりました。すると、北海道のニュースをみても関連付けて覚えてくるもので、これまでよりずっと楽しくなりました。ここでみなさんに驚愕の事実です。札幌市と伊達市はなんと隣接しているのですよ！（K. T）